

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第1条(4)	「PayPayスタンプカード」とは、(ア)スタンプカード加盟店が、スタンプカード加盟店店舗の全部または一部を対象として、PayPayユーザーに対してPayPayアプリ上で発行するデジタルスタンプカードであり、(イ)PayPayユーザーが、所定の付与条件を満たす場合に、当社が提供する決済サービス(以下「PayPay」といいます)を用いて商品等代金を支払う際に利用することでスタンプの付与を受けることができ、(ウ)付与されたスタンプの数に応じてプレゼントチケットの付与を受けることができるものをいいます。	「PayPayスタンプカード」とは、(ア)スタンプカード加盟店が、スタンプカード加盟店店舗の全部または一部を対象として、PayPayユーザーに対してPayPayアプリ上で発行するデジタルスタンプカードであり、(イ)PayPayユーザーが、所定の付与条件を満たす場合に、当社が提供する決済サービス(以下「PayPay」といいます)を用いて商品等代金を支払う際に利用することでスタンプの付与を受けることができ、(ウ)付与されたスタンプの数に応じてプレゼントチケット またはPayPayポイントの付与を受けることができるものをいいます (以下、PayPayスタンプカードのうち、スタンプの数に応じプレゼントチケットの付与を受けることができるものを「PayPayスタンプカード(加盟店特典)」、PayPayポイントの付与を受けることができるものを「PayPayスタンプカード(PayPayポイント)」といたします)。
第1条(5)	「プレゼントチケット」とは、PayPayユーザーが所定のスタンプカード加盟店店舗において提示および利用することにより、スタンプカード加盟店に対して所定の特典の提供を請求することができるデジタルチケットをいいます。	「プレゼントチケット」とは、PayPayユーザーが所定のスタンプカード加盟店店舗において提示および利用することにより、スタンプカード加盟店に対して所定の 加盟店特典の提供を請求することができるデジタルチケットをいいます。
第1条(6)	「スタンプカード関連情報」とは、当社がスタンプカード加盟店に対して提供する、PayPayユーザーによるPayPayスタンプカードの獲得数、スタンプの付与数、プレゼントチケットの獲得数および利用数等のPayPayスタンプカードに関連する当社所定の情報をいいます。	「スタンプカード関連情報」とは、当社がスタンプカード加盟店に対して提供する、PayPayユーザーによるPayPayスタンプカードの獲得数、スタンプの付与数、プレゼントチケットの獲得数および利用数 ならびにPayPayスタンプカード(PayPayポイント)によるPayPayポイントの付与数等の PayPayスタンプカードに関連する当社所定の情報をいいます。

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第1条(8)	—	「加盟店特典」とは、PayPayユーザーが所定のスタンプカード加盟店店舗においてプレゼントチケットを提示および利用することにより、スタンプカード加盟店から提供を受ける物品またはサービスをいいます。
第1条(9)	「特典の原価」とは、スタンプカード加盟店が PayPayユーザーに対して提供する特典としての物品やサービスの製造・販売・提供等に要した財貨・用役の消費を、その提供1回分として計算した価格をいいます。	「加盟店特典の原価」とは、スタンプカード加盟店が PayPayユーザーに対して、 提示されたプレゼントチケットに応じて 提供する加盟店特典としての物品やサービスの製造・販売・提供等に要した財貨・用役の消費を、その提供 1回分として計算した価格をいいます。
第1条(10)	—	「PayPayポイント」とは、当社が制定する PayPayサービス利用規約に定める PayPayポイントをいいます(以下、加盟店特典とあわせて「特典等」と総称します)。
第1条(11)	—	「PayPayポイントの原価」とは、スタンプカード加盟店が PayPayスタンプカード(PayPayポイント)を発行する場合に、スタンプの数に応じて付与される PayPayポイントの調達費用をいいます(以下、加盟店特典の原価とあわせて「特典等の原価」と総称します)。

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第2条 第2項	スタンプカード加盟店は、PayPayアプリ内における PayPayスタンプカードの発行を希望する場合には、希望する PayPayスタンプカードの内容(スタンプの付与条件、対象店舗、提供する特典、特典の原価を含みますが、これらに限られません)を、当社所定の方法により登録するものとします。なお、スタンプカード加盟店は、登録した PayPayスタンプカードについて、当該スタンプカードの登録後はその内容を変更することができません。当社は、登録内容について審査を行い、審査の結果、発行を認める場合には当該内容の PayPayスタンプカードを PayPayアプリ内に掲載するものとします。スタンプカード加盟店は、当該審査には一定の時間が必要であり、 PayPayスタンプカードの発行、掲載が即時になされるものでないこと、スタンプカード加盟店が希望する掲載開始日時に掲載されない場合があることおよび当該審査の結果によっては PayPayアプリ内において PayPayスタンプカードを発行、掲載できない場合があることを予め承諾するものとします。	スタンプカード加盟店は、PayPayアプリ内における PayPayスタンプカードの発行を希望する場合には、希望する PayPayスタンプカードの内容(スタンプの付与条件、対象店舗、PayPayスタンプカード(加盟店特典)を発行する場合には提示されたプレゼン トチケットに応じ提供する加盟店特典および加盟店特典の原価ならびに PayPayスタ ンプカード(PayPayポイント)を発行する場合にはスタンプの数に応じて付与される PayPayポイントを含みますが、これらに限られません)を、当社所定の方法により登録するものとします。なお、スタンプカード加盟店は、登録した PayPayスタンプカードについて、当該スタンプカードの登録後はその内容を変更することができません。当社は、登録内容について審査を行い、審査の結果、発行を認める場合には当該内容の PayPayスタンプカードを PayPayアプリ内に掲載するものとします。スタンプカード加盟店は、当該審査には一定の時間が必要であり、 PayPayスタンプカードの発行、掲載が即時になされるものでないこと、スタンプカード加盟店が希望する掲載開始日時に掲載されない場合があることおよび当該審査の結果によっては PayPayアプリ内において PayPayスタンプカードを発行、掲載できない場合があることを予め承諾するものとします。

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第2項	PayPayユーザーが、獲得した PayPayスタンプカードに定められた付与条件を満たす場合に、当該スタンプカードの対象店舗において、 PayPayを用いて商品等代金を支払う際に当該スタンプカードを利用するとき、 1回の商品等代金の支払につき 1つのスタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。なお、 PayPayスタンプカードに対して最後にスタンプが付与された日時から起算して 365日間スタンプが付与されない場合、当該スタンプカードおよび付与されたスタンプは効力を失うものとします。	PayPayユーザーが、獲得した PayPayスタンプカードに定められた付与条件を満たす場合に、当該スタンプカードの対象店舗において、 PayPayを用いて商品等代金を支払う際に当該スタンプカードを利用するとき、 当該付与条件に基づき、スタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。なお、 PayPayスタンプカードに対して最後にスタンプが付与された日時から起算して 365日間スタンプが付与されない場合、 当該365日間経過時に、当該スタンプカードおよび付与されたスタンプは効力を失うものとします。
第3条 第3項	PayPayユーザーが PayPayスタンプカードに対して所定の数のスタンプの付与を受けた場合、プレゼントチケットが付与された日時から起算して 30日の期間内に PayPayユーザーが所定のスタンプカード加盟店店舗においてプレゼントチケットを提示および利用することにより、PayPayユーザーは当該スタンプカード加盟店に対して所定の特典の提供を請求することができます。この場合、当該スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーの端末にて、PayPayユーザーから提示されたプレゼントチケットが真正かつ有効なものであることおよび PayPayユーザーがプレゼントチケットの利用を完了した旨の表示を確認するものとし、当該確認後直ちに所定の特典を提供するものとします。なお、当社は、スタンプカード加盟店に対して、プレゼントチケットに関連したPayPayユーザーの行為についていかなる責任も負いません。	PayPayユーザーが PayPayスタンプカード (加盟店特典) に対して所定の数のスタンプの付与を受け、プレゼントチケットの 付与を受けた場合、当該プレゼントチケット付与日 から起算して30日の期間内に所定のスタンプカード加盟店店舗においてプレゼントチケットを提示および利用することにより、当該スタンプカード加盟店に対して所定の 加盟店特典 の提供を請求することができます。この場合、当該スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーの端末にて、PayPayユーザーから提示されたプレゼントチケットが真正かつ有効なものであることおよび PayPayユーザーがプレゼントチケットの利用を完了した旨の表示を確認するものとし、当該確認後直ちに所定の 加盟店特典 を提供するものとします。なお、当社は、スタンプカード加盟店に対して、プレゼントチケットに関連した PayPayユーザーの行為についていかなる責任も負いません。

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第4項	—	PayPayユーザーが、PayPayスタンプカード(PayPayポイント)に対して所定の数のスタンプの付与を受けた場合、当社は、当該スタンプカードに定められた PayPayポイントを、当該PayPayユーザーに対して付与します。なお、PayPayポイントの付与時期は、原則として当該所定の数のスタンプの付与を受けた日の翌日から起算して 30日後となりますが、PayPayユーザーの利用状況やシステム上の都合等により付与時期が遅くなる場合があります。
第3条 第5項	スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーに対して提供する特典を自己の費用負担により調達しなければならないものとし、当該特典に関する一切の責任(当該特典を調達または提供することができない場合の責任を含みますが、これに限られません)はスタンプカード加盟店が負うものとします。	スタンプカード加盟店は、PayPayユーザーに対して提供する 加盟店 特典を自己の費用負担により調達しなければならないものとし、当該 加盟店 特典に関する一切の責任(当該 加盟店 特典を調達または提供することができない場合の責任を含みますが、これに限られません)はスタンプカード加盟店が負うものとします。
第3条 第6項	第2項の定めにかかわらず、PayPayスタンプカードの利用対象となったスタンプカード加盟店とPayPayユーザーとの契約の一部について取消し、無効または解除が行われた場合、PayPayユーザーによる不正行為が行われたと当社が判断した場合、その他PayPayスタンプカードの適用対象外もしくはスタンプの付与対象外になる場合として当社が定める事由に該当するときは、当社は、PayPayユーザーに対してスタンプを付与しないこと、またはスタンプの付与を取り消すことができるものとします。	第2項から第4項の定めにかかわらず、PayPayスタンプカードの利用対象となったスタンプカード加盟店とPayPayユーザーとの契約の一部について取消し、無効または解除が行われた場合、PayPayユーザーによる不正行為が行われたと当社が判断した場合、その他 PayPayスタンプカードの適用対象外もしくはスタンプの付与対象外になる場合として当社が定める事由に該当するときは、当社は、PayPayユーザーに対してスタンプを付与しないこと、スタンプの付与を取り消すこと、 プレゼントチケットの付与を取り消すこと、または PayPayポイントの付与を取り消すこと ができるものとします。

新旧対照表(PayPayスタンプカード加盟店特約)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第5条 第1項	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードサービスにかかる PayPayマイストア 個別サービス利用料として、第 2条第2項に基づいて登録された PayPayスタンプカードの特典の原価と同額(税別)(以下「PayPayスタンプカード利用料」といいます)を支払うものとします。	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードサービスにかかる PayPayマイストア 個別サービス利用料として、第 2条第2項に基づいて登録された PayPayスタンプカードの特典等の原価と同額(税別)(以下「PayPayスタンプカード利用料」といいます)を支払うものとします。
第5条 第2項	前項に定めるPayPayスタンプカード利用料は、プレゼントチケットが付与されたごとに生じるものとし、その支払については、PayPayマイストア ライトプラン加盟店規約第 4条に従うものとします。	前項に定めるPayPayスタンプカード利用料は、PayPayスタンプカード(加盟店特典)についてはプレゼントチケットの付与ごと、PayPayスタンプカード(PayPayポイント)についてはPayPayポイントの付与条件としての所定の数のスタンプの付与 ごとに生じるものとし、その支払については、PayPayマイストア ライトプラン加盟店規約第 4条に従うものとします。